



鳥取県公報

平成 22 年 5 月 21 日 (金)
第 8 1 9 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県立夢みなとタワーの利用料金の一部改正 (326) (文化政策課) 2
	管理理容師資格認定講習会の指定 (327) (くらしの安心推進課) 2
	管理美容師資格認定講習会の指定 (328) (〃) 3
	土地改良区の役員の就退任 (329) (西部総合事務所農林局) 4

告 示

鳥取県告示第326号

平成21年鳥取県告示第204号（鳥取県立夢みなとタワーの利用料金について）により告示した利用料金に追加することについて、鳥取県立夢みなとタワーの設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取県条例第25号）第10条第2項の規定に基づき平成22年5月21日承認したので、当該告示を次のように改正し、同条第3項の規定により告示する。

平成22年5月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																								
<p>1 利用料金</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 設備等利用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">区分</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>音響機器（マイクを除く。）</td> <td>一式1時間につき 1,000円</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td>音響機器（マイクを含む。）の設置、撤去、操作等のサービス</td> <td>職員1人1時間につき 1,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>DVDプレーヤー</td> <td>1台1時間につき 200円</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td>カラオケセット（マイクを含む。）</td> <td>一式1時間につき 2,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	区分	利用料	略		音響機器（マイクを除く。）	一式1時間につき 1,000円	音響機器（マイクを含む。）の設置、撤去、操作等のサービス	職員1人1時間につき 1,000円	略		DVDプレーヤー	1台1時間につき 200円	カラオケセット（マイクを含む。）	一式1時間につき 2,000円	<p>1 利用料金</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 設備等利用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">区分</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>音響機器（マイクを除く。）</td> <td>一式1時間につき 1,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>DVDプレーヤー</td> <td>1台1時間につき 200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	区分	利用料	略		音響機器（マイクを除く。）	一式1時間につき 1,000円	略		DVDプレーヤー	1台1時間につき 200円
区分	利用料																								
略																									
音響機器（マイクを除く。）	一式1時間につき 1,000円																								
音響機器（マイクを含む。）の設置、撤去、操作等のサービス	職員1人1時間につき 1,000円																								
略																									
DVDプレーヤー	1台1時間につき 200円																								
カラオケセット（マイクを含む。）	一式1時間につき 2,000円																								
区分	利用料																								
略																									
音響機器（マイクを除く。）	一式1時間につき 1,000円																								
略																									
DVDプレーヤー	1台1時間につき 200円																								

附 則

この告示は、平成22年5月21日から施行する。

鳥取県告示第327号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定による管理理容師資格認定講習会を指定したので、次のとおり告示する。

平成22年5月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 講習会を行う者の名称及び住所
財団法人理容師美容師試験研修センター
東京都江東区有明三丁目7-26
- 2 講習日程及び講習場所

講 習 日 程		講 習 場 所
第1日	平成22年11月1日	倉吉市山根529-2 鳥取県立倉吉体育文化会館
第2日	平成22年11月8日	〃
第3日	平成22年11月15日	〃

- 3 受講資格
平成22年9月22日までに理容師としての業務経験が3年以上ある者であること。
- 4 受講手続
 - (1) 提出書類
 - ア 管理理容師資格認定講習会申込書
 - イ 理容師免許証の写し
 - ウ 理容業務従事証明書
 - エ 写真（無背景及び無帽で正面から上半身を撮影した、縦及び横がそれぞれ4センチメートルのもので、3月以内に撮影したもの）1枚
 - (2) 提出先及び問合せ先
財団法人理容師美容師試験研修センター中国ブロック事務所
広島県広島市中区紙屋町一丁目2-27
電話 082-236-1150
 - (3) 受付期間
平成22年8月30日（月）から同年9月22日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (4) 受講手数料及び納付方法
18,000円を所定の方法により納付すること。

鳥取県告示第328号

美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定による管理美容師資格認定講習会を指定したので、次のとおり告示する。

平成22年5月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 講習会を行う者の名称及び住所
財団法人理容師美容師試験研修センター
東京都江東区有明三丁目7-26
- 2 講習日程及び講習場所

講 習 日 程		講 習 場 所
第1日	平成22年11月1日	倉吉市山根529-2 鳥取県立倉吉体育文化会館
第2日	平成22年11月8日	〃
第3日	平成22年11月15日	〃

- 3 受講資格
平成22年9月22日までに美容師としての業務経験が3年以上ある者であること。

4 受講手続

(1) 提出書類

ア 管理美容師資格認定講習会申込書

イ 美容師免許証の写し

ウ 美容業務従事証明書

エ 写真（無背景及び無帽で正面から上半身を撮影した、縦及び横がそれぞれ4センチメートルのもので、3月以内に撮影したもの）1枚

(2) 提出先及び問合せ先

財団法人美容師美容師試験研修センター中国ブロック事務所

広島県広島市中区紙屋町一丁目2-27

電話 082-236-1150

(3) 受付期間

平成22年8月30日（月）から同年9月22日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(4) 受講手数料及び納付方法

18,000円を所定の方法により納付すること。

鳥取県告示第329号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり淀江白浜土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成22年5月21日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

退任した役員の氏名及び住所

理 事	齐 藤 優	米子市淀江町西原717
〃	小 浜 正 光	米子市淀江町小波856
〃	景 山 健 二	米子市淀江町中間636-1
〃	花 岡 均	米子市淀江町淀江730
〃	岩 本 虎 雄	米子市淀江町淀江653
〃	須 山 賢 二	米子市淀江町淀江265
〃	谷 田 稔	米子市淀江町西原518
〃	村 岡 正 敏	米子市淀江町西原597
〃	池 口 稔	米子市淀江町西原729
〃	田 原 操	米子市淀江町西原951
〃	林 原 寛	米子市淀江町小波1012
〃	林 中 昭 二	米子市淀江町小波984
〃	高 西 史 郎	米子市淀江町小波96-1
〃	中 田 肇	米子市淀江町中間391-2
監 事	村 岡 操	米子市淀江町西原613
〃	吹 野 寿 彦	米子市淀江町西原1073

平成22年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	齊 藤 優	米子市淀江町西原717
”	高 西 史 郎	米子市淀江町小波96－ 1
”	池 口 稔	米子市淀江町西原729
”	景 山 健 二	米子市淀江町中間636－ 1
”	唐 来 英 之	米子市淀江町淀江842
”	武 田 博 志	米子市淀江町淀江652
”	須 山 賢 二	米子市淀江町淀江265
”	谷 田 稔	米子市淀江町西原518
”	松 田 遠	米子市淀江町西原602
”	田 原 操	米子市淀江町西原951
”	林 中 昭 二	米子市淀江町小波984
”	林 原 寛	米子市淀江町小波1012
”	小 浜 正 光	米子市淀江町小波856
”	倉 敷 賢 一	米子市淀江町中間455－ 3
監 事	村 岡 操	米子市淀江町西原613
”	吹 野 寿 彦	米子市淀江町西原1073

平成22年 4 月 1 日就任 任期 3 年